

鎌ヶ谷市自治基本条例策定委員会第4回会議 会議録

日 時	平成18年1月17日(火) 18:35~21:10
場 所	総合福祉保健センター4階研修室
出席委員	芹澤会長、下田委員、鈴木委員、樋口委員、細井委員、三浦委員、 本村委員、石田委員、小林委員、篠崎委員、堀部委員
欠席委員	宮崎副会長、渋谷委員、奈良委員
事務局	海老原市長公室次長(事)企画政策課長、 右京企画政策課主幹(事)企画政策係長、杉山企画政策課主事、 大田企画政策課主事補
記 録	杉山
資 料	別添のとおり

会 議 内 容

- 1 開 会 海老原次長
- 2 あいさつ 芹澤会長
- 3 会議録署名人の選出 三浦委員、堀部委員が選出された。

4 議 題 (会長)

最初に、「地方自治がどのような考えで動いているのか」について話したいと思います。日本には「地方自治」という考え方がありそうでなかったとも言えます。明治時代から、憲法ができましたが、地方組織は、国と直結しており、地方自治とは言えませんでした。

日本国憲法で「地方自治」というコトバが出てきましたが、考えとしてはなかなか浸透しませんでした。「地方自治」が不思議な位置づけになっていると言えます。実際には自治がなかったということです。95年くらいから、地方分権一括法が施行、「地方で何でもやれ」と国が言うようになりました。しかし、実際には国の下請けをやっているという面が多かったわけです。ようやく小泉内閣で「地方にできるものは地方へ」というスローガンのもと、考え直しています。例えば、これまで3割自治と言われていた財源の問題にもメスを入れ、国の下請けではなく、本当の自治にしようという方向です。この自治基本条例を策定するのも、それぞれの自治体の意思として策定することになります。この先、何十年か後に例え状況が変わっていても、その自治体の精神が生きているようなものが望ましいと思います。誰もが自治に加わるようなものにしておく必要があります。国法と重なる必要はありません。地方自治法は、法体系全体が中央集権のため、「自治」が未だによくわからないものとなっています。国に言われたことをやっているのではなく、地方自治の志というものをここで自治基本条例にまとめたらいいいと考えます。地方自治は、英語ではセルフ・ガバメントですが、これは、「自分たちの政府、自分たちの統治」ということ

です。自分たちで政府をつくる、という発想が日本では薄かったのですが、これをつくるのだ、ということをごここで表現しておく必要があります。また、地方自治は、英語でローカル・ガバメントとも言います。「ローカル」とは、中央に対する田舎、と一般には思われてきました。しかし、「ローカル」には「1つ1つの」と言った意味もあるわけです。これは、各駅停車をローカル・トレインということをご思い起こすと分かりやすいと思います。

「自治」は、この「1つ1つの」というほうに重点を置いているものです。鎌ヶ谷市も、これを表現しようというところが自治基本条例の意味あるところです。国の下請けではない、との宣言のようなものが表現されていけばいいのではないのでしょうか。国法の写しでは意味がありません。難しいことは言わないほうがいいと思います。前回の会議で出ていたような「この条例は特別で最高の条例」といったことはうたわなくてもよいのではないのでしょうか。条例は、市議会が通常の手続きで改正する以外、改正の手続きはありません。また、柔軟性のあるものでないと市民も困るし、行政も困ります。両方が困らないようにしないとダメです。多くの方が、例え行政に関心なくとも協力すべきことは協力する、という考えを簡単にまとめられればよいと思います。難しくすると解釈の問題が発生します。他の条例と矛盾するようなものもダメです。例えば、鎌ヶ谷市には情報公開条例があり、そこに、知る権利について定めています。自治基本条例で改めて知る権利について定める必要はないわけです。さらに、市民憲章なども矛盾しないようにしないとダメです。

今日の資料の中に、奈良委員作成の資料があります。要綱案とワークショップ案との対比表です。本日、奈良委員は欠席ということですが、これをワークショップに参加されていた委員が代わりに説明していただければ、後ほど説明をお願いいたします。

もう一つ資料として、K 委員作成の資料が出されています。これは、どういった意図で出されたものですか。

(K 委員)

これは、東京理科大学の公開講座で配付された資料です。大和市長が自治基本条例についてお話された時のもので、ご参考までにお配りしたものです。

(会長)

この資料は、国の法律がベースとなった資料ですね。地方自治法をまとめたものです。地方自治法には中央集権的な面もありますが、これをもとにした整理です。どの地方公共団体もこの整理に当てはまります。「市民」「住民」を三角形の上の角に置いているのはもっともです。セルフ・ガバメントなわけですから、自分たちで政府をつくる、という考えを表わしているものと言えます。この配置には非常に意味があるわけです。

(K 委員)

「司法・立法・行政」の三権分立の三角形をイメージして、この資料のような三角形も地方では成り立つ、ということをごイメージできると思います。

(A 委員)

国の三権分立の図はこの資料の図とは違います。

(K 委員)

その通りです。だからこそ、頭を切り替え、国との関係が一応切れたということで、これからは自分たちで考えましょうよ、ということをお願いしたかったのです。

(会長)

次に奈良委員作成の資料について説明をお願いします。

(J委員)

これは、ワークショップ報告書と、第3回会議で出された自治基本条例要綱案とを対比したものです。ワークショップ報告書で提言されている項目のうち、どの項目が要綱案には入っていて、どの項目が入っていないのかを対比したものです。

(会長)

この資料は便利なものではありません。

(J委員)

補足しますと、実線で囲まれた部分がワークショップ報告書の内容、点線で囲まれた部分が要綱案の内容です。

(会長)

それでは、ある程度、逐条的に審議を進めていきたいと思います。「目的」は要綱案にはありますが、ワークショップ案にはないようですね。

(H委員)

ワークショップで提言したものは、要綱案よりも項目は少なくなっています。これは、時間的な制約などがあったためです。奈良委員資料では、ワークショップが考えた表現と事務局で作成された要綱案との表現の違いが出ています。また、「市民の権利」の項では、ワークショップ案が権利の主張のみであるのに対して、要綱案では権利は参加に特化し、義務について書かれているといった違いがあります。

前回の策定委員会では、「簡潔でわかりやすい表現にしましょう」ということで合意したと思います。また、会議の後半では条例のあり方についての議論もありました。

第1回策定委員会での助役の話では、自治基本条例では「ルールを守るための基本ルールを作る」という話があったと記憶しています。そこでは「何のためのルールなのか」を確認しないといけないと思います。本日の会議の冒頭で会長から、地方自治の志について言及がありました。国法にとらわれず、鎌ヶ谷市の地域個性を出す、という意味ではないか、ととらえました。どういう条例にするのか、手続を定めるだけの条例なのか、地域の個性を表わすものにするのか、ここが大切です。「みどり」というのは一つの鎌ヶ谷らしさだと思います。「ルールを守るための基本ルール」の条例か、「地方自治の志」といったものを出した「地域個性」「鎌ヶ谷らしさ」を定めたものにするのか、この両方を志向するのか、これを議論しないとイケません。ワークショップ案は、住民自治を主にまとめたものです。権利・義務を併記した主体を定めようといった話もワークショップではありました。

前回の策定委員会で、事務局から「表現をわかりやすくすることは、ある程度すぐにはできる」との発言があったと記憶しています。この策定委員会では、

条例の方向を決めていくことが必要ではないでしょうか。

(B 委員)

この策定委員会で、条例をつくる、ということではないと思います。策定の仕組みはそういったものではないと理解していますが、これについてはいかがなんでしょうか。策定委員会が参加して条例を作るということの意味合いはどういったことなんでしょうか。

(会長)

この策定委員会は、要綱案までの提案であって、条例を作るものではありません。条例をつくるのは、あくまでも議会です。策定委員会では考え方だけ出来ていればいいわけです。それは、要綱案です。考え方を整理すればいいのです。

(J 委員)

ワークショップで受けた説明では、策定委員会では素案をつくる、と言われたと思います。条例を提案するための考えを書いた素案をつくる、ということでした。事務局がつくるものではなく、策定委員会がつくる素案は非常に重みがあると思います。非常に大事な策定委員会です。

(K 委員)

第1回策定委員会で、「素案づくりがこの委員会の目的です」と言われたように記憶しています。策定委員会での短い検討期間では、素案の素案になってしまう恐れもあるかもしれませんが、策定委員会後にもパブリックコメントが控えており、それなりの素案にはなっていると思っています。条例を定めるのが議会であることは承知しています。

(会長)

表現を素案というか要綱案というかは問題ではありません。条文を書き上げるところまではこの策定委員会ではできない、ということを確認しておく必要があります。

条文そのものをつくるものではありません。他の条例との整合性などで、策定委員会後に語句の整理は必ず行われます。したがって、字句に目くじらを立てていても仕方ないわけです。

(J 委員)

素案と要綱案との表現の違いはあっても、この部分については合意されたと思います。

(会長)

策定委員会で考えをまとめて、その後、条例化してもらえばいいわけです。自治の主な点を定めるのにあまり細かいところまで定めると他の条例と整合がとれなくなります。大雑把である必要があります。自治の精神を踏み外してもいけません。セルフ・ガバメントは自分たちの政府です。そうは言っても今までは自分たちの政府とは言い切れないものがあり、何か矛盾がありました。しかし今は、国も「地方でできることは地方でやりなさい」と言っている時代なのだから、大いに自分たちで作ればいいのです。

「市民政府」という発想をベースにしないとダメです。「地方自治は民主

主義の学校」という言葉もあるように、地方自治は非常に大事です。その意思が出ていればいいと思います。ここが一番大事です。

さて、議論を戻して、逐条的な審議に戻ります。「目的」がワークショップ案では抜けている、ということでした。

(K 委員)

奈良委員作成資料の p 8～p 9 にワークショップ案で漏れているものを整理しています。

(H 委員)

ワークショップでは、基本理念があれば目的はいらない、との議論がありました。

(A 委員)

条例では、「何のためにこの条例を定めるのか」という目的を冒頭に規定するのが一般的です。あまり細かく書く必要はありません。要綱案のうち、「鎌ヶ谷市における自治の基本理念を明らかにする」と「自治行政の基本原則を確認する」だけでいいような気がします。要するに住民自治を確立することを目的とする、ということです。これで全てを網羅しています。

(I 委員)

要綱案では、「住民自治を確立する」と書いてあります。これでは、在勤者・在学者が対象から弾かれてしまうと思いますがいかがでしょうか。

(A 委員)

これは、国にとって国民の定義が難しいように、市にとっても市民の定義は難しいわけです。住民登録者をベースにすることでいいのではないのでしょうか。

(J 委員)

要綱案では「市民」と「住民」を使い分けています。

(H 委員)

ここでは住民自治は、団体自治に対する住民自治ではないのでしょうか。

(事務局)

ここでは住民自治は、憲法 9 2 条に規定される地方自治の本旨を書いたものです。すなわち、団体自治と住民自治ですが、「住民自治」は 4 文字熟語ですので、そのまま使っております。「市民」と「住民」との使い分けは、まだ整理されていません。定義するかどうかも含めてこの策定委員会で議論していただきたいと思います。

(K 委員)

「地方自治の本旨」で住民自治と言われるが、全国には市町村があり、町や村では市民自治と言えず、市であれば、「市民自治」と考えていいのではないのでしょうか。住民投票は、投票できる者を限定する必要がある、住民でいいと思いますが、自治の場合、市民自治でいいのではないのでしょうか。

(A 委員)

この鎌ヶ谷市に家があって住んでいる人たちが自分たちの政府をつくろうよ、という意味が自治基本条例だと思います。「確立する」ではなく、「セルフ・ガバメントをつくっていく」ということをうたえばいいと思います。そうでないと、「市役所のための自治」といった印象をもたれてしまう可能性もありま

す。

(H 委員)

要綱案の「目的」の最初の4つはルールです。最後の「住民自治を確立することを目的とする」は、鎌ヶ谷市の進むべき方向性として住民自治を目指すものとしています。では、鎌ヶ谷市の住民自治とは何なのか。ここで必要なのは、「協働」をキーワードとした考え方だと思います。協働戦略プランでは、協働の対象者は市民個人ではなく、各団体です。自治基本条例は、各団体に属さない普通の市民との協働を目指すものと認識しています。それで、役割・責務や参加・協働の仕組みを目的に入れているのではないのでしょうか。協働のイメージは何か。木に例えるならば、幹にあたる部分をこの策定委員会で議論すべきだと思います。道具にあたる部分、枝葉は事務局にお任せすればいいと思います。

(B 委員)

協働戦略プランの策定に関わりましたが、このプランの基本的な考え方は、「協働」は個人ではあり得ない、というものでした。2人以上を対象にしています。個人と行政が協働することはあり得ないという考えで議論されていました。

(H 委員)

大事なものは、みんなが2人以上でよしとするのか、が問題となります。自治基本条例では、それをみんながわかるようにしないとイケないと思います。「協働戦略プラン」では、そこまで読み取れないと思います。個人的には、2人以上も個人も一緒だと思いますが…。

(会長)

「目的」については、議論が出揃ったようなので、このあたりでいいでしょうか。

(J 委員)

「自治の基本理念」とあるので、単なる手続条例ではないことは読み取れると思います。いいのではないのでしょうか。

(B 委員)

整合性をつけ、わかりやすい言葉にしていきたいとは思っています。

(会長)

では、次に「定義」です。要綱案もワークショップ案もかなり細かく定義されていますが、こんなに細かく定義する必要があるのでしょうか。他の条例などで、この定義から外れるものも出てしまうのではないのでしょうか。あまり定義はしないほうがいいと思います。例えば要綱案で、行政機関を定義していますが、ここで定義した以外の機関が出てきたらどうするのでしょうか。具体的に定義しないほうがいいと思います。あとで困ってしまうでしょう。「市長を中心とする行政機関」などとすれば十分ではないのでしょうか。

(H 委員)

「市民」と「市民等」とを分ける必要があるのでしょうか。

(F 委員)

「市民等」として一緒にしてもいいと思います。

(J 委員)

在勤者・在学者も市民に入っていることが大切です。そういった意味で要綱案とワークショップ案とは一致しています。

(B 委員)

「市民等」を「事業者等」としては支障があるでしょうか。ただ、「事業者等」とすると、市民のイメージがなくなってしまうが…。

(事務局)

定義については、各項を議論された後、最後に議論されたほうが良いように思います。

(K 委員)

要綱案の「苦情・要望等」は、「行政機関は、市民等からの苦情、要望、提言、意見に対して、迅速かつ誠実に応答し、適切な措置を講じるものとする。」としています。ということは、事業者からの苦情しか受けないと読めますが、いかがでしょうか。

(I 委員)

「市民等」には、「市民」も含まれていますから、そのようなことはないと思います。

(A 委員)

定義してしまうと、定義から外れたものは鎌ケ谷市の中から除外されてしまう印象があります。気をつけないとはいけません。ワークショップ案では、コミュニティの定義をしていますが、何故ですか。

(J 委員)

コミュニティという概念が極めて曖昧なためです。何らかの定義が必要と考えました。条例にコミュニティという言葉を入れることに疑問はありますが、もし入れるのであれば定義が必要と考えました。

(会長)

コミュニティを定義するのはどうでしょうか。条例の中に言葉としてコミュニティが出てきても、定義はしなくてもいいと思います。コミュニティはつくるものではなく、あるものです。つくるのはアソシエーションです。とにかく、このあたりも含めて「定義」は後で議論しましょう。

では、「基本理念」にいきましょう。

(J 委員)

ワークショップ案では基本理念は4つあります。その中で「まちづくりは、豊かな自然や教育・文化などの良好な環境を市民が享受し続けるものとする。」というものを基本理念以外の別項で規定するのであれば、重複する必要はないと思います。この内容を、「権利」の中に規定してもいいということです。

情緒的ではありますが、ワークショップ案では鎌ケ谷らしさを打ち出そうとしています。

(A 委員)

ワークショップ案の基本理念では、主語が「まちづくり」になっていますが、何故ですか。

(J 委員)

「まちづくり」を広義のものとしてとらえています。住民自治・市民自治すべてを包含したものととらえています。これは、ワークショップ案の定義にもあります。

(A 委員)

基本理念の主語がすべて「まちづくり」であることは疑問のままです。ワークショップ案には「幸福」ということばが出てきますが、一人一人の幸福感は違います。これを条例で規定することには疑問を覚えます。

(J 委員)

その意味では、要綱案の「福祉の実現」という表現がいいと思います。

(A 委員)

主観で解釈が分かれる言葉は避けたほうがいいと考えます。

(K 委員)

「福祉」と「幸福」はイコールですよ。「福」も「祉」も辞書では「しあわせ」となっています。「福祉」が老人福祉や社会福祉といった行政用語として一般に使われていますが、ありがたみが感じられないし与えられるイメージが強いため、ワークショップ案では「幸福」としたと思います。「福祉」としてもそれぞれの主観は入るのではないのでしょうか。ワークショップの思いが出ている表現だと思います。

(J 委員)

「福祉」と言えば、主観の入る余地は少なくなると思います。

(H 委員)

「まちづくり」が主語になっている点です。自治基本条例は、ハード面というよりはソフト面の条例だと認識しています。「自治」という言葉が分かりにくいので、「まちづくり」だったらわかりやすいということだったと思います。定義の中で「まちづくり」を定義しています。これは議論すべきことです。

(J 委員)

すべてを包含した形のやさしい言葉として使ったものです。「まちづくり条例」としている自治体もあります。

(事務局)

「まちづくり」には2つの面があります。①都市計画からくるハード面、②ソフト面です。自治基本条例の策定状況について、当初、「まちづくり条例」としているところもありましたが、最近では「自治基本条例」という名称にシフトしているようです。

(A 委員)

あまり「まちづくり」を使うと、ハード面に解釈される恐れはあります。これには注意したほうがいいでしょう。

(K 委員)

要綱案に、「自治行政」という言葉が出てきます。「まちづくり」という言葉のほうが市民としてはなじみやすいと思います。「自治行政」という言葉はわかりにくいです。むしろ「まちづくり」と言ってくれたほうがいいと思います。「自治の基本理念」と「まちづくりの基本原則」をワークショップ案ではイコールとしてとらえています。

(H 委員)

それを一緒と感じる人もいればそうでない人もワークショップにはいたと思います。会長の言われたような危惧はあるのではないのでしょうか。要綱案でも「まちづくり」という言葉は出てきており、結局同じことではないのでしょうか。

(B 委員)

市政という言葉にも置き換えられるのでしょうか。

(J 委員)

限りなくイコールです。

(H 委員)

「まちづくり」がおかしいなら、要綱案もおかしいということになります。ソフトも含めて「まちづくり」と言えるかどうかが議論となります。

(B 委員)

広くとらえることが可能でしょうか。イメージとしては、「まちづくり」という言葉は、ハード面がまずあって、それにプラスしてソフト面が含まれるものと思います。ソフト面だけのイメージはしにくいのではないのでしょうか。新しいまちづくりの概念も、ハード面があってそこにソフト面をプラスしたものです。自治基本条例の議論の中ではソフト面だけで「まちづくり」と使っているところもあり、しっかり定義しないといけないと考えます。まだまだソフト面だけで「まちづくり」を使っているところは少ないということです。

(H 委員)

自治基本条例がソフト面だけかというところではありません。公共的活動の中にはものづくりも入っています。市民は建築関係の人だけではありません。最大公約数として、「まちづくり」といってしまったほうがいいのか、このあたりを議論する必要があります。

(A 委員)

「まちづくり」は定義に記載されていますが、ソフト面もハード面も入っています。あえてここまで定義する必要があるかは疑問ですが…。

(K 委員)

色々な解釈があるから、ここではこういう意味で使っているという定義が必要でしょう。矛盾が出てしまうと困りますので。

(会長)

細かく定義すると後で困ってしまいます。

他に、要綱案に足りないところはありますか。

(J 委員)

「市民は、地域社会の課題を自ら解決し」という表現は取りようによってはキツイ表現です。

(A 委員)

この表現は、まさにセルフ・ガバメントです。この表現がないと、何でも市役所にお任せ、ということになってしまいますよ。

(J 委員)

「自ら解決」は「協働」とセットではないのでしょうか。

(A 委員)

自治の基礎は自助と共助ですからね。

(J 委員)

「基本理念」で要綱案とワークショップ案で大きく違うところはないと思います。小さな政府、分権、補完性の原則は、「自ら解決」に集約されますし。

(A 委員)

行政は何をしてくれるのか、ということでは自治になりません。

(J 委員)

その意味で、ワークショップ案の「まちづくりは、市民が主体となって、市民と市が協働して進めていくものとする」にはすべてが含まれています。

(H 委員)

ワークショップ案と要綱案では、住民自治の考え方に違いが出ているようです。住民自治、すなわち市民が主役ということが先なのか、自ら解決することが先なのかです。ここで理念として挙げるべきことは何でしょうか。どういう住民自治をしていくかがうたわれればよいと思います。どちらがわかりやすい表現かと言えばワークショップ案です。

(B 委員)

そういったワークショップの考え方も加味して検討した上で要綱案は提案されていると前回の会議で説明があったと思います。大まかに考えが出ているということで合意できるのなら先の議論に進むべきでしょう。ワークショップ案と要綱案が完全にイコールになることはあり得ません。

(J 委員)

「自ら解決」、の後に「協働」を入れたらどうでしょうか。

(B 委員)

「市議会及び行政機関をつくる」となっているのだから、既に網羅されているのではないですか。やさしい表現といっても限界はあります。

(事務局)

ワークショップの皆さんはどういう意味で「住民自治」を使っているのかを確認させていただきたいと思います。

(H 委員)

住民の意思と責任に基づく自治、住民意思が伝わりやすい自治ということです。ちなみにワークショップ案では「市民自治」という言葉を使っています。ワークショップの第1回で、どんなまちにしたいかを議論した時のイメージです。「市民の権利・責務・役割を明らかにし、市民が主体的に行政に参加できる基本的ルールが定められ、行政と協働できるまち」や「市民が主役のまち」、「あらゆる段階にあらゆる市民参加できる仕組みのまち」といったことです。

(J 委員)

ワークショップ案の役割・責務中、「市民は、市民自治の主体であることを自覚し、互いに尊重協力し、地域社会の発展に努める」と「市民は、まちづくりの活動においては、自らの発言と行動に責任をもつように努める」にワークショップ案で示す市民自治の心が入っていると思います。

(会長)

ワークショップ案でどうしても主張したいことは何ですか。「環境」は確か

に重要です。「安全・安心」もとても大切。自治の基礎は、「安全・安心」です。これらの要綱案には入っていませんが、入れる必要はありませんか。「福祉」では括れない部分です。

(事務局)

基本理念は、自治の基本を定めるところです。その意味で、要綱案の「市民は、地域社会の課題を自ら解決し、またその総意によって市議会及び行政機関をつくる」はまさに住民自治をうたっていますので削ることはできないと考えます。ただ、「市民は、一人ひとりの人権が尊重され、福祉が実現されるという地域社会の創造を目指す」は、人権については、憲法とも重複しているため、削ることもできると思います。ここに、自治の基礎である「安全・安心」を入れるということはどうでしょうか。

(K 委員)

「心豊かな生活」という言葉がワークショップ案にはあります。「安全・安心」という趣旨が「心豊かな生活」に含まれていると考え、こだわりがありました。

(A 委員)

「福祉」は有形なイメージがあります。「心豊か」は主観的過ぎます。誤解をなくしたほうがいいと思います。

(J 委員)

「安全・安心」と「良好な環境」は入れたほうがいいです。

(会長)

そうですね。

では、次。「自治の担い手」に入って、「市民の権利・義務」です。「参加することができる」だと主体性が薄いようです。

(J 委員)

確かに消極的表現です。

(A 委員)

「お互いが平等」は不要ではないでしょうか。

(事務局)

ここでは、参加における平等をうたったものです。まちづくりに参加する市民は、参加の場において平等ということです。

(J 委員)

ここに人権をもってくると、よくないと思います。ワークショップ案では、市民の権利を大きく書いています。これに義務を加えるべきとの指摘に賛成です。これで整理したらいいと思います。

(B 委員)

ある意味では、住んだ時点で参加しています。

(A 委員)

そういう面もあるが、ここではもっと積極的なことを言っています。

(I 委員)

「まちづくり」が要綱案で多用されているのは何故でしょうか。

(事務局)

要綱案では、条例でうたいたい内容を並べていますので、整理はこれからです。「参加」をとらえた時、任せてあるから参加しない、という人も多くいると思われます。積極的に公共的活動に参加される人のルールをうたいたいと考えて、こういった表現になっています。

(会長)

要綱案に特に加えたいことはありますか。

(J 委員)

「市民の権利」について、拠って立つスタンスが違います。もっと包括的な人権に関わる権利を規定したいと思います。新しく鎌ヶ谷市の自治基本条例として、「市民は、現在及び将来において健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な自然環境及び生活環境を享受する権利を有する」を規定するのが「らしさ」と思います。

(A 委員)

どうして、それが「らしさ」なのでしょう。

(J 委員)

鎌ヶ谷市は良い環境があると思います。早くから環境基本条例があり、制定当時、全国でも少なく、県内初の条例でした。もともと環境に対して積極的な市です。よって「らしさ」だと思います。

(A 委員)

それを「市民の権利」として規定するのでしょうか。「基本理念」に定めたほうがいいのではないのでしょうか。

(J 委員)

どちらでもいいと思います。

(A 委員)

「権利」とすると、これをもとに権利を主張されてしまいますね。

(J 委員)

条例の規定で権利は主張できません。

(B 委員)

誤解は受けるのではないのでしょうか。

(A 委員)

開発の反対根拠になってしまう恐れがあります。

(J 委員)

開発の反対根拠には使えません。

(A 委員)

条例も法ですから、根拠になります。「基本理念」に定めればよいと思います。

(J 委員)

「権利」で定めることにこだわるものではありません。

(A 委員)

あえて「権利」に規定しなくてもいいと思います。環境への認識は人により違います。

(J 委員)

表現は、「良好な環境」と包括的にすればいいと思います。あえて、「自然環境・生活環境」としなくていいと思います。環境権については、環境基本条例の改正時に議論したらいいと思います。

(A 委員)

環境は自治の仕事でもあります。これは規定したほうがいいでしょう。

(J 委員)

各政党の憲法改正案でも環境権は出ており、時代の流れです。

(A 委員)

「良好な環境」をどこかに入れたらいいと思います。住みよいまちづくりではなく、「よいまち」としたらいいでしょう。「住みよい」は主観的です。また、「享受」という表現も気をつけたほうがいいでしょう。

(B 委員)

他市の表現を参考にしたらいいと思います。

(会長)

だいたいの議論は出たと思います。「表現はわかりやすく」という条件つきで事務局に整理をお願いします。

次、「市議会」です。ここでは、「授権」という言葉が分かりにくいですね。

(B 委員)

同じ意味合いでも別の表現にしたらいいと思います。

(A 委員)

「授権」は何故入ったのですか。

(事務局)

住民自治の発想です。

(A 委員)

市議会に権利を授けるということでしょうか。それは条例をつくる機能に代表されるということでしょうか。

(J 委員)

法律用語で授権とすると別の意味が出てきますので、変えたほうがいいと思います。

(B 委員)

他市にもっといい例があると思います。

(A 委員)

要するに代表させている、ということが表現されていればいいと思います。ただ、市長という代表と議会という代表があり、「代表」という言葉でも語弊があります。どちらにしても「授権」という表現は考え直したほうがいいでしょう。市議会についてあまり細かく規定するのも問題だと思います。

(J 委員)

議員ではなく、議会だからいいのではないのでしょうか。

(会長)

「授権」だけ直して後は要綱案の内容でいいのでしょうか。

(K 委員)

「市民は、市議会を通じて授権している」は無くしてもいいと思います。

(A 委員)

そうすると、条例制定についてが見えて来なくなります。意思決定のことが抜けてしまうわけです。

(K 委員)

例えば、「市議会は市民の信託に応じて」などの表現が他市にはあります。

(A 委員)

信託に応えることが重要です。

(事務局)

「信託」も幅広い言葉ですから、さらに議論が必要ではないでしょうか。

(J 委員)

「信託」は法令用語として使いにくいです。

(A 委員)

信託は、政治では不自然ではありません。別に構わないと思います。

(J 委員)

あまり一般にはなじみがないようですが…。

(K 委員)

信託を別の言葉に言い換えにくいでしょう。

(D 委員)

事務局に一任でいいのではないのでしょうか。

(会長)

では、次。「市長」。あまり市長の仕事を細かく規定しないほうがいいと思います。行政機関と一緒にしてしまっているのではないのでしょうか。

(事務局)

ここでは「長」としての権能を表わしています。自治法 2 条の 1 4 項の表現です。重複していれば削除すべきものとも言えます。

(会長)

では、「職員」以降は、次回会議で。

・ 次回の会議日程

第 5 回会議は、1 月 3 1 日（火） 1 8 : 3 0 からとなった。

5 閉 会 会長

以上で会議は終了した。